

別表1 介護ロボット等導入支援事業

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
介護ロボット等導入支援事業	障害者支援施設	1 事業所につき 2, 100千円	3/4	介護ロボット等導入に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）
	共同生活援助事業所	1 事業所につき 1, 500千円		
	上記を除く障害福祉サービス事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所	1 事業所につき 1, 200千円		
<p>(留意事項)</p> <p>① 事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。なお、リース又はレンタルの場合は、交付決定から交付決定の属する年度末（3月31日）までのリース又はレンタル料を限度とする。</p> <p>② 障害福祉サービス事業者等が一つの施設・事業所において、指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。</p> <p>③ 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。</p> <p>④ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。</p> <p>⑤ 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</p>				

別表2 ICT導入支援事業

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
ICT導入支援事業	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所	1事業所に つき 1,000 千円	3/4	ICT導入の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費であって下記アからオに該当する経費 ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム） イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） ウ AIカメラ等 エ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど） オ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
<p>(留意事項)</p> <p>① 当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。</p> <p>② アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。</p> <p>③ イのソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しないもの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。）で行うことが可能となっているものであるもの。</li> <li>バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しないもの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。）の環境が実現できるもの。</li> </ul> <p>④ ウのAIカメラ等の導入については、次の要件に該当する場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者であること。</li> <li>防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。</li> </ul>				

と。

- ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。
  - ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
  - ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
  - ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
  - ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
- ⑤ エの通信環境機器等及びオの保守経費等については、アの情報端末、イのソフトウェア、ウのAIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
- ⑥ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。
- ⑦ 本市が実施する研修（動画視聴を含む）を受講することを補助の要件とする。受講状況について、第13条に規定する実績報告において、申告することとする。

別表3 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所	1事業所につき 10,000千円	3/4	<p>別表1第5欄及び別表2第5欄（ただし別表2第5欄「エ通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）」及び「オ保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）」を除く）に定める補助対象経費</p> <p>見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費であって、下記アからウに該当する経費</p> <p>ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）</p> <p>イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。）</p> <p>ウ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p>
<p>（留意事項）</p> <p>① パッケージ型の導入を行う場合は、別表1留意事項①に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。</p> <p>② 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、補助対象施設等のうち障害者支援施設及び共同生活援助事業所のみ補助対象とする。</p> <p>③ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p> <p>④ 介護ロボット等とICTを複数組み合わせることで、介護ロボット等やICTを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器を対象とする。</p>				